

◇歌曲「土に生きる」

日蓄工業株式會社

野村俊夫作詞  
弘田龍太郎作曲

◇三部輪唱「山の子供」

日蓄工業株式會社

高橋菊太郎詞  
平井保喜曲

◇歌曲「そばの花咲く道」

大日本雄辯會講談社キングレコード部

酒井東輪詞  
佐藤長助曲並編曲

○週報・寫眞週報掲載内容(四月十四日發行)

▲週報

- 最近の米英ノ關係
- 商工組合法
- 戰爭完遂と少年保護
- 外貨債借換について
- 生産擴充と鐵道輸送

▲寫眞週報

- 第二次特別攻撃隊勇士海軍合同葬
- 東條總理滿洲を訪問
- 米機に學友を射殺された國民學校生徒達の防空必勝の構
- 少年を保護いたしませう
- 育つ少年工に潤ある生活……………東京○○工場
- あやまつた少年達に戦ふ日本人の自覺と仕事
- 東京鐵道青年鍊成所の鍊成狀況
- 南太平洋の戦線から銃後の皆さん
- 比島人に働くよろこび
- 銀座の街路樹も應召
- 連載「明るく戦はう」
- 部隊 上野弘巳
- 完全占領のバタアン半島
- 靜岡見保造船所

# 鳥取縣公報

第千四百二十五號

金 曜 日

## 目次抄録

### 縣 令

○縣 令

●米麥検査令施行規則ノ手續ニ關スル規程……………一頁

○告 示

- 注文洋服等販賣價格及同裁縫料改正……………買
  - 食糧検査所處務規程……………買
  - 食糧検査所長、同支所長委任事務規程……………七頁
  - 區劃漁業權拋棄ニ依リ登録ヲ抹消……………九頁
  - 道路區域變更……………九頁
  - 鳥取地方優生審査會規程中改正……………二頁
- 彙 報
- 敵の空襲は必至、民防空の完璧を期せよ……………一四頁
  - 自給肥料改良増産並に施肥の改善に就て……………一五頁
  - 山火事防止に最善を……………一七頁

◇鳥取縣令第二十八號

米麥検査令施行規則ノ手續ニ關スル規程左ノ通定ム  
昭和十八年四月十六日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 第一條 米麥検査令施行規則(以下規則ト稱ス)ニ定ムル検査ハ同則ニ規定スルモノノ外本手續ニ依リ之ヲ施行スベシ
- 第二條 検査吏員ハ其ノ擔任區域内ノ米麥ノ生産、集荷、供出等ニ付常ニ調査ヲ爲シ指導ノ適切ナルト検査施行ニ支障ナキヲ期スベシ
- 第三條 検査ノ請求アリタルトキハ迅速確實ニ處理シ検査

鳥取縣公報 每週日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年四月十六日 第千四百二十五號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

請求者ノ利便ト事務ノ簡捷ヲ期スベシ

第四條 検査吏員規則第六條第二項ノ規定ニ依ル検査免除申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ヲ審査シ免除ヲ爲スベキモノト認メタルトキハ同條第三項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲シタル後當該米麥ノ種類、包裝別數量、用途、検査ノ免除ヲ爲シタル年月日及當事者ノ住所氏名ヲ検査免除簿ニ記載シ且其ノ都度支所長ヲ經由シテ所長ニ報告スベシ

第五條 検査吏員規則第七條第三項ニ該當スル米麥ノ検査請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ支所長ニ報告スベシ

支所長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ他ノ検査吏員ヲシテ之ガ検査ヲ行ハシムベシ

検査吏員前項ノ検査ヲ行ヒタルトキハ検査請求書ニ其ノ成績ヲ記載シタル紙片ヲ貼付シ第一項ノ検査吏員ニ送付スベシ

前項ニ依リ検査請求書ノ送附ヲ受ケタル検査吏員ハ其ノ保管スル検査原簿ニ通知ヲ受ケタル検査成績ヲ記載シ檢

査ヲ行ヒタル検査吏員ノ氏名ヲ附記スベシ

第六條 検査吏員規則第十三條第二項ノ規定ニ依ル特別包裝(量目)許可申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ヲ審査シ意見ヲ具シ當該申請書ヲ所長ニ申達スベシ  
所長前項ノ申請書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ許可ヲ爲スベキヤ否ヤヲ審査シ其ノ決定ノ結果及決定ヲ爲シタル年月日ヲ申請書ノ末尾ニ記載シ當該申請書ノ寫ヲ支所又ハ其ノ出張所ニ送付スルト共ニ申請者ニ其ノ旨通知スベシ  
前項ノ申請書又ハ其ノ寫ハ所長又ハ支所若ハ其ノ出張所ニ於テ決定ヲ爲シタル年月日ノ順ニ綴リ保存シ置クベシ

第七條 検査吏員ハ市町村毎ニ販賣組合(農業倉庫業者ヲ含ム)、農會其ノ他關係機關ト協議シ米麥ノ供出計畫ニ照應シ検査ノ日割ヲ定メ請求書受理ノ順序ニ依リ受檢準備ノ完了セルモノヨリ之ヲ行フベシ但シ土地ノ狀況又ハ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ検査ノ日割ハ之ヲ關係者ニ周知セシムベシ  
第八條 検査吏員検査ヲ行フニ當リテハ検査請求者ヲシテ

在リテハ尙検査請求者別)ニ米麥ヲ配列セシメ検査請求者立會ノ上施行スベシ

第九條 検査ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ施行スベシ

- 一 検査請求書記載事項ト受檢品トノ照合
- 二 票箋ノ結附ノ有無及票箋記載事項ノ適否
- 三 種類及銘柄ノ検査
- 四 包裝、皆掛重量、正味量及品位ノ検査

第十條 皆掛重量ノ検査ハ每包裝ニ付之ヲ行フベシ

正味量ノ検査ノ結果不足ヲ確認シタルトキハ其ノ検査ヲ中止シ同質ノモノヲ以テ其ノ不足量ヲ補填セシムベシ此ノ場合ニ在リテハ更ニ皆掛重量ノ検査ヲ行ヒ記載重量ヲ訂正セシメ其ノ箇所ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺スベシ  
品位ノ検査ハ穀刺ヲ用ヒテ一包裝ニ付二箇所以上ヨリ内容ヲ抽出シ品質、粒形、色澤、乾燥及調製ノ程度ヲ検査等級ノ標準ニ照シ之ヲ行フベシ但シ検査吏員必要アリト認ムルトキハ解裝セシメテ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ抽出シタル米麥ハ之ヲ元包裝内ニ返戻

第十四條 検査吏員規則第二十一條第一項ノ規定ニ依リ檢

査ヲ行ヒタル検査吏員ノ氏名ヲ附記スベシ  
第六條 検査吏員規則第十三條第二項ノ規定ニ依ル特別包裝(量目)許可申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ記載事項ヲ審査シ意見ヲ具シ當該申請書ヲ所長ニ申達スベシ  
所長前項ノ申請書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ許可ヲ爲スベキヤ否ヤヲ審査シ其ノ決定ノ結果及決定ヲ爲シタル年月日ヲ申請書ノ末尾ニ記載シ當該申請書ノ寫ヲ支所又ハ其ノ出張所ニ送付スルト共ニ申請者ニ其ノ旨通知スベシ  
前項ノ申請書又ハ其ノ寫ハ所長又ハ支所若ハ其ノ出張所ニ於テ決定ヲ爲シタル年月日ノ順ニ綴リ保存シ置クベシ

第七條 検査吏員ハ市町村毎ニ販賣組合(農業倉庫業者ヲ含ム)、農會其ノ他關係機關ト協議シ米麥ノ供出計畫ニ照應シ検査ノ日割ヲ定メ請求書受理ノ順序ニ依リ受檢準備ノ完了セルモノヨリ之ヲ行フベシ但シ土地ノ狀況又ハ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ検査ノ日割ハ之ヲ關係者ニ周知セシムベシ  
第八條 検査吏員検査ヲ行フニ當リテハ検査請求者ヲシテ

在リテハ尙検査請求者別)ニ米麥ヲ配列セシメ検査請求者立會ノ上施行スベシ

第九條 検査ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ施行スベシ

- 一 検査請求書記載事項ト受檢品トノ照合
- 二 票箋ノ結附ノ有無及票箋記載事項ノ適否
- 三 種類及銘柄ノ検査
- 四 包裝、皆掛重量、正味量及品位ノ検査

第十條 皆掛重量ノ検査ハ每包裝ニ付之ヲ行フベシ

正味量ノ検査ノ結果不足ヲ確認シタルトキハ其ノ検査ヲ中止シ同質ノモノヲ以テ其ノ不足量ヲ補填セシムベシ此ノ場合ニ在リテハ更ニ皆掛重量ノ検査ヲ行ヒ記載重量ヲ訂正セシメ其ノ箇所ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺スベシ  
品位ノ検査ハ穀刺ヲ用ヒテ一包裝ニ付二箇所以上ヨリ内容ヲ抽出シ品質、粒形、色澤、乾燥及調製ノ程度ヲ検査等級ノ標準ニ照シ之ヲ行フベシ但シ検査吏員必要アリト認ムルトキハ解裝セシメテ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ抽出シタル米麥ハ之ヲ元包裝内ニ返戻

查ヲ中止シ又ハ検査ノ結果米麥ノ乾燥、調製又ハ包裝ニシテ改善ノ餘地アリト認メタルトキハ其ノ旨ヲ懇切ニ指示シ検査請求者ノ改善ノ參考ニ資スベシ  
検査吏員規則第二十一條第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ検査請求書ノ欄外ニ記載スベシ

第十五條 検査吏員ハ旬毎ノ検査成績ヲ旬毎經過後三日以内ニ支所長ニ、支所長ハ管内ノ分ヲ取纏メ同ジク五日以内ニ所長ニ報告スベシ

第十六條 検査吏員規則第二十五條ノ規定ニ依リ倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ米麥、書類、帳簿其ノ他ノ物件ヲ點檢シタルトキハ遲滞ナク其ノ願末ヲ支所長ヲ經由シテ所長ニ報告スベシ

第十七條 検査吏員規則違反ノ事實ヲ發見シタルトキハ速ニ其ノ證據ヲ蒐集シ意見ヲ具シ所長ノ指揮ヲ受クベシ但シ證據湮滅ノ虞アルトキハ所轄警察官署ニ告發シ其ノ願末ヲ所長ニ報告スベシ

食糧検査所處務規程左ノ通定ム

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

食糧検査所處務規程

第一條 食糧検査所ハ地方官官制第四十八條ノ四第一項ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 縣ノ行フ米麥以外ノ主要食糧及主要食糧以外ノ農産物ノ検査ニ關スル事項

二 米麥及米麥以外ノ主要食糧ノ生産高、現在高其ノ他ノ調査ニ關スル事項

三 米麥、米麥以外ノ主要食糧及主要食糧以外ノ農産物ノ生産又ハ貯藏保管ノ指導ニ關スル事項

第二條 食糧検査所ハ鳥取市ニ置キ必要ノ地ニ支所又ハ其ノ出張所ヲ置ク

支所及其ノ出張所ノ名稱、位置並ニ管轄區域ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 食糧検査所ニ地方官官制第四十八條ノ四第四項ニ

本規程ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

告示

鳥取縣告示第九十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百十七號(注文洋服等最高販賣價格及注文洋服等最高裁縫料ノ指定ノ件)中左ノ通告正ス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

三ノ(2)ノ次ニ左ノ如ク加フ

(3)本表價格ニハ特別行爲稅ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

鳥取縣告示第九十八號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米花初治

一 食糧検査技手

二 事務 雇 員

地方官官制第四十八條ノ四第四項ニ規定スル食糧検査官及食糧検査官補ハ上官ノ命ヲ承ケ検査及調査ニ關スル事務ニ從事ス

食糧検査技手ハ食糧検査官及食糧検査官補以外ノ食糧検査所ノ職員ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ検査及調査ニ關スル事務ニ從事ス

事務雇員ハ上官ノ命ヲ承ケ處務ニ從事ス

第四條 食糧検査所ニ左ノ係ヲ置ク

一 庶 務 係

一 檢 査 係

一 調 査 係

第五條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 印章ノ管守ニ關スル事項

二 所員ノ進退身分ニ關スル事項

三 所内ノ整理及取締ニ關スル事項

- 四 文書ノ接受、發送、整理、保管及棄却ニ關スル事項
- 五 圖書ノ整理、編纂、保管及棄却ニ關スル事項
- 六 豫算及決算並ニ會計ニ關スル事項
- 七 國有財産及物品ニ關スル事項
- 八 他係ノ主掌ニ屬セザル事項

第六條 検査係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 米麥、米麥以外ノ主要食糧及主要食糧以外ノ農産物ノ検査(以下検査ト稱ス)ノ執行、監督並ニ統一ニ關スル事項
- 二 検査ノ計畫ニ關スル事項
- 三 検査ノ取締ニ關スル事項
- 四 検査標準ニ關スル事項
- 五 米麥、米麥以外ノ主要食糧及主要食糧以外ノ農産物ノ生産、貯藏保管又ハ改良ノ指導ニ關スル事項
- 六 検査ニ關スル講話ニ關スル事項
- 七 其ノ他検査ニ關スル事項

第七條 調査係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 検査成績其ノ他諸統計ノ取調、整理、報告及刊行等

四 其ノ他參考トナルベキ事項

- 第十二條 出張所主任ハ左ニ掲グル事項ニ付遲滞ナク支所長ニ報告スベシ
- 一 毎月ノ事業成績
- 二 管内ニ於ケル米麥等ノ作況及出廻狀況
- 三 其ノ他參考トナルベキ事項
- 第十三條 所長ニ提出スベキ書類及報告等ハ特別ノモノヲ除キ凡テ支所長ヲ經由スベシ
- 第十四條 本規程ニ定ムルモノノ外ハ廳中處務細則ヲ準用ス

附 則

本規程ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣告示第二百號

食糧検査所長及同支所長委任事務規程左ノ通定ム

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- ニ關スル事項
- 二 米麥及米麥以外ノ主要食糧ノ生産高並ニ現在高ノ調査ニ關スル事項
- 三 米麥、米麥以外ノ主要食糧及主要食糧以外ノ農産物ノ出廻及作況ノ調査ニ關スル事項
- 四 其ノ他試験研究及調査ニ關スル事項

第八條 出張所ニ出張所主任ヲ置ク

出張所主任ハ食糧検査官補又ハ食糧検査技手ヲ以テ之ニ充ツ所長及支所長ノ指揮監督ヲ承ケ出張所ノ事務ヲ處理ス

第九條 所長所管事務ニ付公示ヲ爲サントストキハ案ヲ具シ知事ニ申達スベシ

第十條 所長ハ毎年四月末日迄ニ前年度ニ於ケル事業成績ヲ知事ニ報告スベシ

第十一條 支所長ハ左ニ掲グル事項ニ付遲滞ナク所長ニ報告スベシ

- 一 毎月ノ事業成績
- 二 管内ニ於ケル米麥等ノ作況及出廻狀況

第一條 所長ハ左ニ掲グル事項ヲ專決處理スルコトヲ得但シ特ニ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 所員ノ事務分掌ニ關スル件
- 二 所員ノ勤務地指定ニ關スル件
- 三 所長及所員ノ管内出張及七日以内ノ内地出張ニ關スル件
- 四 雇傭員タル所員ノ命免及賞罰ニ關スル件
- 五 所員ノ缺勤、看護歸省、募參、除服出仕、轉地療養、旅行、受験、應召其ノ他之ニ類スル諸願届處理ニ關スル件
- 六 所員ノ大正十一年閣令第六號ノ規定ニ依ル休暇ニ關スル件
- 七 検査吏員ノ養成ニ關スル件
- 八 提出者ノ請求ニ依ル未済書類ノ返戻ニ關スル件
- 九 受領書、證明書等ノ下付又ハ移送ニ關スル件
- 十 内國博覽會、共進會其ノ他類似ノ會又ハ公共團體

- 及學校等ニ參考品ノ貸與及出陳ニ關スル件
- 十一 印刷物ノ配布、取寄並ニ寄贈圖書標本等ノ配付及著作權ノ登錄ニ關スル件
- 十二 二百圓ヲ超エザル謝金又ハ手當ヲ要スル事務囑託ニ關スル件
- 十三 五百圓ヲ超エザル工事、物件ノ賣買、修繕及不用品ノ賣却又ハ人夫ノ雇傭ニ關スル件
- 十四 配當經費ノ範圍内ニ於ケル印刷物ノ調製ニ關スル件
- 十五 所員出張先ニ於テ公務ニ要スル通信、運搬等五十圓以内ノ處理ニ關スル件
- 十六 支所及出張所ノ諸報告處理ニ關スル件
- 十七 價格五百圓以内ノ物品ノ亡失又ハ毀損ニ關スル件但シ故意又ハ怠慢ニ因ルモノヲ除ク
- 十八 食糧管理特別會計ニ於テ調辨シタル物品ノ農林本省トノ間ニ於ケル保管轉換ニ關スル件
- 十九 前各號ノ外輕易ナル事項
- 第二十條 所長ハ國有財産ノ讓與及交換ニ付テハ農林大臣ニ

- 經伺ノ上處理スベシ
- 第三條 支所長ハ左ニ掲グル事項ヲ專決處理スルコトヲ得但シ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 部下所員ノ事務分掌ニ關スル件
- 二 支所長及所員ノ三日以内ノ所轄區域内出張ニ關スル件
- 三 部下所員ノ缺勤、看護歸省、慕參、除服出仕、轉地療養、旅行、受驗、應召其ノ他之ニ類スル諸願屆處理ニ關スル件
- 四 部下所員ノ大正十一年閣令第六號ノ規定ニ依ル休暇ニ關スル件
- 五 人夫ノ雇傭ニ關スル件
- 六 提出者ノ請求ニ依ル未濟書類ノ返戻ニ關スル件
- 七 出張所ノ諸報告處理ニ關スル件
- 八 前各號ノ外輕易ナル事項
- 第四條 所長及支所長ハ所務ニ關シ所名又ハ職名ヲ以テ官公署其ノ他ト文書ノ往復ヲ爲スコトヲ得

其ノ事務ヲ代決セシムルコトヲ得

第六條 所長ハ其ノ專行事務ノ一部ヲ支所長ニ委任スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣告示第百二十一號

昭和十八年三月三十一日左ノ通區劃漁業權ヲ拋棄セルヲ以テ登錄ヲ抹消セリ

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 免許 番 號 第一七二號
- 二 漁 業 權 者 鳥取縣米子市中町 中 岡 龜太郎 外十五名
- 三 漁業ノ種類及名稱 區劃漁業介類養殖業

◆鳥取縣告示第百二十二號

府縣道總代鳥取線、同中ノ郷鳥取停車場線、同濱坂鳥取停車場線鳥取市東町、湯所町、丸山町地内道路ノ區域ヲ左ノ

告示ノ日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來ノ道路及ビ其ノ附屬物ハ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

現在 路 線	變 更 路 線
鳥取市丸山町二百四十八番地先ヨリ同市湯所町四百七十六番地、同市東町三百八十二番地先ヲ經テ同市同町二百六十一番地先ニ至ル	鳥取市丸山町二百四十八番地先ヨリ同市田島百三十七番地先同市川下町八十七番地先同市材木町二百四十一番ノ一地先同市西町二百十九番ノ一地先ヲ經テ同市東町二百六十一番地先ニ至ル

◆鳥取縣告示第百二十三號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者 記號 番號 氏名	被保險者 名	工場事業場又 ハ事務所名稱	無効トナリ タル年月日
氣につ 七 溝口 賢一	日本通運株式會社	一八・一・二二	
東はな 五 仲井 庫吉	伯興竹産工場	一八・一・二四	
東いく 一六 徳田 一雄	市場サービス工場	一七・一・一五	
同 一八 菊苗 一男	同	一七・二・一〇	
東め 二七八 小谷 和江	明治機械製作所	一八・二・二八	
同 二七七 藤原 久代	同	一八・二・二八	
職米さろ 二六 村川 康子	株式會社坂口商店	一八・一・二二	
鳥にる 一八 吉本 文夫	日本水産鳥取冷凍工場	一八・三・二二	
米につ三二一 戸田 早己	日本通運株式會社 米子支店	一八・二・二二	
鳥ふは 二林 芳治	福鳥鐵工所	一八・一・一	

◆鳥取縣告示第二百四號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者  
證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者 記號 番號 氏名	被保險者 名	工場事業場又 ハ事務所名稱	無効トナリ タル年月日
八ちも 八四 河村 萬吉	智頭木材統制株式會社	一八・二・二八	
八ちは 七〇 植木 莊一	智頭貨物自動車株式會社	一八・二・一〇	
米さろ 二八 清間 弘	株式會社坂口商店	一七・二・三一	
米あい 八三 島 常夫	青戸洋服店	一八・四・三	
鳥さろ 八 田 中 漢	有限責任鳥取昭和信用組合	一八・一・一五	
同 三八 磯谷 雪枝	同	一八・一・一五	
鳥さば 九九 工藤 小平	株式會社鳥取造船所	一八・三・五	
鳥ひ 三四四 加島 大吉	日ノ丸自動車株式會社	一八・二・二八	
同 七九四 安藤 憲治	同	一八・二・二八	
日ひの一七 青戸 一義	日野有限自動車會社	一八・三・一五	
同 二一 平川 明定	同	一八・三・一四	
同 三三 森田 幸一同	同	同	
同 八五 山浦 定義	同	同	
同 九一 田邊 正紀	同	同	
同 九四 青戸 和市	同	同	

日付名簿訂正方出願ニ對シ同月三十一日訂正

谷 尾 峰 子

◆鳥取縣告示第二百七號

昭和十七年四月鳥取縣告示第二百二號鳥取地方優生審査會  
規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條中 「警察部長」ヲ「内政部長」ニ改ム

◆鳥取縣告示第二百八號

左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノモノ  
有之趣ニ付有緣者ハ來ル七月三十日迄ニ直接管理者へ申出  
ラレタシ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ措置セ  
ラルベシ

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 墓地所在地

同 八八 安達 芳一同

◆鳥取縣告示第二百五號

産婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣東伯郡東郷村大字川上一六五番地  
住所 東伯郡東郷村大字中興寺四〇五ノ八番地

昭和十八年四月八日 登錄  
第八八 九號 清 水 せ つ

大正元年十月二十九日生

◆鳥取縣告示第二百六號

産婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十八年四月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 鳥取市川外大工町二〇番地ノ五萩野勝治方

新住所 鳥取市片原町二丁目四八番地岡島一惠方



# 彙報

## 今や敵の空襲必至

### 民防空の完璧を期せよ

昨年敵アメリカの飛行機が我が本土を襲撃した四月十八日は再び廻つて来た。

敵は今年こそ決戦の年、之までの敗戦を一擧に盛り返して日本を屈伏せしめる年であるとして國民にも言明し他國にもさう宣傳してゐる、此の反攻を實行せねば自國民に對しても申譯ないと考へてゐるルーズヴェルトの立場から考へると、きつと近く大仕掛の空襲を試みるであらう。

現在アメリカでは月々五六千機の飛行機を製造してゐると云はれ、我が軍の爲に多數撃破された航空母艦も追々補充しつゝあり、氣象の良くなると共に我が本土空襲は必ずあると思はねばならない。我々は充分之に對する覺悟と準備を嚴重にして待つあるを待む態勢を固めて居らねばなら

が多くの編隊を以て來襲するとなると其の爆撃や焼夷彈の投下は相當なものと覺悟せねばならぬのであつて我々は之に對する措置の萬全を期することが最も肝要である。

我が民防空に付ては度々演練を積み、其の効果も洵に見るべきものがあるが、併し愈々實戰となつてまだ一研究の余地は多分にあり特に精神的方面即ち剛魂の鍛錬等強く要求されて居る。又焼夷彈投下に依る火災の防止は落下後一分間の措置が最も大切であるが、之がためには隣保防空こそ大事を防止する重點である。従つて今後尙ほ實戰に即應した訓練も屢々實施されることと思はれるので、充分な演練を積んで呉々も完璧の待機をせねばならない。

多數の國民の中には敵の空襲は大都會や工業地帯に來るのだから、こんな田舎には左程なことはあるまいと考へる向もあるかと思はれるが、本縣は支那大陸よりの空襲に對しては丁度防衛の前哨線に當つて居るので、特に防空監視と通信は極めて重要であるし、尙ほ昨年の米機が國民學校兒童を射殺した例や、又病院や病院船を爆撃する敵の殘虐

ないのである。

敵空襲の経路の豫想に付ては新聞紙上等にも記されてゐてアリユーション方面、南太平洋方面よりの來襲は現在のアメリカ飛行機の性能から考へて充分可能であり、航空母艦に依り我が近海に近寄つて來襲することも不可能ではな

5。  
固より我が海軍は廣漠たる荒波の大太平洋に哨戒の網を張つて警戒の目を光らせ必捉即滅の手に萬全を盡してゐるのであるが、何と云つても無邊際と云つてよい大海原のことであるから、何時何處を潜つて來襲するか分らないのである。それに近來は支那に於ける未占領地に航空基地を整へて其の飛行機の數も相當の量に達してゐる模様であるから此の方面よりの來襲は我が本土との距離等から考へても最も可能性の強いものであつて、我々は之に對し完璧の備へを整へねばならない。

ここに於て我が軍は之等何れの方面よりの空襲に對しても斷然撃滅すべき備へを固めてゐるのであるが多數の敵機來襲に對してはドイツやイギリスに於ける前列に依ると擊心を緩めることはならぬのである。

我々は各地に晝夜敵機監視の任に就いてゐる監視哨員の苦勞に感謝と激勵を送ると共に、各自の持場に於ける防空消火の任務に間隙のないやう必死の努力をなさねばならぬのであつて、豫ねてから指導し注意されてゐる防空措置を完全にし、必ずある敵機の空襲に對して防衛の完璧を期せねばならない。小敵を侮らず大敵を恐れず、唯毅然として待機することこそ、我々銃後の重責である。今後は豫告なしに防空訓練の實施もある筈であるから、資材と心の準備を充分に整備して一層の演練を積まれるやう各位の協力を切望する次第である。

## 自給肥料改良増産

### 並に施肥の改善に就て

食糧の國內自給確保は現下銃後に戦ふ皇國農民の絕對責務で、これを完全に果し得るか否かは大東亞戰爭勝敗の分

岐點をなすものとして極めて重大である。我々の農業經營は今や自己一家の利害得失の爲にするものでなく、世界無比の皇國に生を享けた皇國民の任務として、大君に捧ぐる日本農民道完遂の爲に一日もゆるかせにしてなる義務である。この光榮ある義務を遂行するが爲には之が生産に伴ふ種々の資材を必要とするのであるが、目下の處之等資材、特に肥料の需給状態は米・麥・甘藷・馬鈴薯等の主要食糧農産物生産に對してすら實に容易ならぬ困難を伴ふ情勢にあるので、この際自給肥料の増産並に施肥法の改善によつてこの難關を克服するのが最も近道となつてゐる。農家は是非戰ふ國民としての奮闘によりこの難關を突破し、農民の重責を果すべく邁進しなければならぬ、そこで縣に於ては前年度に引續きこの自給肥料増産及び施肥改善に必要な諸施設を講じ、次の目標達成を期することとなつたので、各位はこれまでに倍する熱意と努力によりこれが完遂に協力されるやう要望する次第である。

一 自給肥料増産目標

イ 堆厩肥 一億六千四百萬貫

山火事防止に最善を

時局下山林資源の保護に  
縣民舉つて萬全を期せよ

過日の和歌山縣西牟婁郡の山火事は延焼六日間、焼失面積推定四千町歩、又同縣熊野路の山火事は十ヶ町村に亘り推定一萬町歩、民家三十二戸を焼失したと新聞は報じてゐる。時局下まことに遺憾の至りである。

今や春山の火入れ時期に入り、殊に遠足等で山に行く人も多い季節になるので山火事防止の注意はいよゝゝ大切である。早春の山野はまだ枯草で満ちてゐて、しかも空氣が非常に乾燥してゐるので失火の危険が極めて多い、切に各位の注意を希望してやまぬ次第である。

山火事の原因は煙草の吸殻、焚火、火入れ等による失火が最も多いので、山で煙草を吸ふことはなるべく避け止むを得ない場合マツチの摺りかすは一々土に突込み、吸ひがらは必ず丁寧に踏み消して火の消えたことを確かめ、炊爨や天幕露營などで火を使ふ時は充分注意し、炊事は近所に燃

- ロ 綠肥
  - 1 紫雲英 五千七百町歩(一千七百萬貫)
  - 2 青刈大豆 三千六百町歩以上(七百二十萬貫)
  - ハ 草木灰 三百萬貫以上

二 施肥改善

次の事項の實行を奨励すること

- イ 速効性窒素肥料の全層施肥
- ロ 米麥の晩期追肥
- ハ 加里肥料補給のため堆厩肥、草木灰増施
- ニ 乾土、泥土利用
- 三 施設並に實踐方法
  - イ 堆肥増産一齊運動
    - 縣農會を助成し本運動を實施せしめる
  - ロ 堆肥盤、灰溜槽の設置
    - 郡市農會を助成し之が設置を奨励する
  - ハ 堆厩肥共進會、綠肥品評會
    - 郡農會を助成し堆厩肥増産、綠肥増産を期する

は水をかけて完全に消す等くれぐれも細心の注意を拂はねばならぬ。「これ位のことでは大事あるまい」と油斷するところが一番大敵である。マツチの摺りかすを消えたと思つて路傍に投げて行つたのが枯草に燃え移つて大事に至つた例は極めて多い。

又枯れ山焼きは春の草萌えをよくするので奥山ではわらびぜんまい等の増産の爲に山を焼くことが多いが、これが意外にも大事に至る事例が最も多い。すべて山火事は、火災面積が廣いため消火の途が殆どなく、あつても頗る困難であるため見すゝ廣範圍の資源を焼失することとなるので、絶對失火とならるやう萬全の注意をなさねばならぬ。

森林資源が戰爭遂行上極めて緊切重要となり、名所舊跡や各自の家の歴史を語る大切な樹木さえ猥木されつゝあるとき一本の樹木も無駄にこれを失つてはならない。山に働く人、山に行く人、すべての者が注意を重ねて、必ず火を失ふことのないやう心がけることが絶對に必要である。切に各位の細心留意を要請するものである。

◎傳染病患死者旬報 (三月中旬。印ハ疫痢)

年 月 計	日 計	西 野 郡	東 伯 郡	氣 高 郡	八 頭 郡	岩 美 郡	米 子 市	鳥 取 市	赤痢		腸チフス		バラチフス		痘瘡		熱猩紅		チフス		
									者患	者死	者患	者死	者患	者死	者患	者死	者患	者死	者患	者死	
五	八	〇	二	〇	一																
〇	三																				
二	〇																				
二																					
一	一																				
一																					
二																					
五	〇																				
六	一																				
三	〇																				
九	一																				

# 鳥取縣公報

昭和十八年四月二十日  
第千四百二十六號

火曜日

## 目次

- 縣令
  - 鳥取縣立中學校學則……………一頁
  - 同 高等女學校學則……………一〇頁
  - 工作物築造統制規則施行細則……………一八頁
  - 鳥取縣立機械工養成所規程中改正……………三〇頁
- 告示
  - 無試驗檢定ニ依リ免許狀授與……………三〇頁
  - 試驗檢定ニ依リ……………三三頁
  - 職務執行ニ關スル證票交付……………三三頁
  - 產婆名簿登錄……………三三頁
- 彙報
  - 軍人援護精神昂揚運動……………三三頁
  - 共同苗代の獎め……………三三頁
  - 麥病害防除「藥劑撒布」……………三七頁
  - 其の他……………三七頁

## 縣令

### ◇鳥取縣令第二十九號

鳥取縣立中學校學則左ノ通定ム

昭和十八年四月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

### 鳥取縣立中學校學則

- 第一章 學年、學期及休業日
- 第一條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス
- 第一學期 四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終ル
- 第二學期 八月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル
- 第三學期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル
- 第二條 休業日ハ左ノ如シ
- 一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル

鳥取縣公報 每週日發行(休日ニ當ル)  
火金曜日發行(時ハ翌日)

昭和十八年四月二十日  
第千四百二十六號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可